

令和 7 年 2 月 10 日
総 務 部 総 務 課

特別職等の旅費等の関係条例の一部改正について

1 改正趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律（以下、「旅費法」という。）及び職員の旅費に関する条例（以下、「旅費条例」という。）の改正を受け、特別職等の旅費等の関係条例【全 14 条例】の一部を改正する条例を令和 7 年第 1 回区議会定例会に提案する。

2 提案予定条例

条例名称	改正内容	新旧対照表
(1) 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	P 3～4	別紙 1
(2) 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (3) 世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (4) 世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (5) 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (6) 世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (7) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 (8) 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	P 5	別紙 2～8
(9) 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (10) 世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	P 6	別紙 9～10
(11) 世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例 (12) 世田谷区選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例 (13) 世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例 (14) 世田谷区農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例	P 7	別紙11～14

3 改正内容

(1) 世田谷区長等の給料等に関する条例①

【改正内容】

①旅費の額の区分

区長の支給額の参考としている旅費法に定める区分（その他の者乙）が廃止されることから、副区長に該当する区分（指定職職員等）に統合する。

≪内国・外国旅行の旅費区分≫

現区分	国	内閣総理大臣等	その他の者乙	指定職乙
	区	該当なし	区長（議長）	副区長（議員・各行政委員・教育長）
新区分	国	内閣総理大臣等	廃止	指定職職員等
	区	該当なし		区長（議長）・副区長（議員・各行政委員・教育長）

②船賃の額の区分【別表2】

鉄道賃及び船賃並びに外国旅行の航空賃を定める別表第2について、船賃における外国旅行の区分が、区長と副区長に分けられているところ、区長の区分（その他の者乙）が廃止されることから、指定職職員等の区分に該当する支給額とする。

3 改正内容

(1) 世田谷区長等の給料等に関する条例②

【改正内容】

③宿泊手当及び宿泊費の額【別表3，5】

- 内国旅行の日当、宿泊料及び食卓料を定める別表第3について、区分を宿泊手当及び宿泊費に改め、支給額については、宿泊手当を2,400円（定額支給）、宿泊費を27,000円（上限額として実費支給）とする。
- 外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料を定める別表第5について、区分を宿泊手当及び宿泊費に改め、支給額については次の表のとおり規定する。

種類	大陸	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	その他の地域
宿泊手当 (定額支給)	5,400円								
宿泊費 (上限額として実費支給)		52,000円	44,000円	65,000円	52,000円	54,000円	47,000円	52,000円	23,000円

※宿泊費は各大陸内の最高額の国を上限額とする。（例：北米内最高額国＝アメリカ合衆国）

④内国旅行の転居費（旧：移転料）【別表第4】

- 距離による制限を廃止するため、別表第4を削除する。
- 別表第4の削除に伴い、別表第5を別表第4に改める。
- 別表第4の備考1に規定している「赴任の際扶養親族を移転する場合の移転料の額とする」については、第3条第3項で規定する。

⑤規定の整備

旅費条例の改正に伴う引用条項の整備を行う。（第3条第2項中）

3 改正内容

- (2) 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【改正内容】

①旅費の種類 ※（7）を除く

《変更》宿泊料を宿泊費に、渡航手数料を渡航雑費に改める。

《廃止》車賃、日当及び食卓料を廃止する。

《新設》その他の交通費、宿泊手当及び包括宿泊費を新設する。

②旅費の額 ※（8）を除く

議長は『区長が受ける額に相当する額』、議員、各行政委員及び教育長は『副区長が受ける額に相当する額』と規定していたが、区長と副区長の区分を統合することに伴い、『区長及び副区長が受ける額に相当する額とする。』に改める。

③規定の整備 ※（4）のみ

各条の見出しを付す規定の整備を行う。

3 改正内容

- (9) 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
- (10) 世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

【改正内容】

①旅費の種類

《変更》 宿泊料を宿泊費に改める。

《廃止》 車賃、日当及び食卓料を廃止する。

《新設》 その他の交通費、宿泊手当及び包括宿泊費を新設する。

②宿泊手当及び宿泊費の額

日当、宿泊料及び食卓料を定める別表第2について、区分を宿泊手当及び宿泊費に改め、

支給額については、宿泊手当を2,400円（定額支給）、宿泊費を27,000円（上限額として実費支給）とする。

③規定の整備

旅費条例の改正に伴う引用条項の整備を行う。（（9）は第3条第2項中、（10）は第4条第2項中）

3 改正内容

- (11) 世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例
- (12) 世田谷区選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例
- (13) 世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例
- (14) 世田谷区農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例

【改正内容】

①旅費の種類

- 《変更》 宿泊料を宿泊費に改める。
- 《廃止》 車賃、日当及び食卓料を廃止する。
- 《新設》 その他の交通費、宿泊手当及び包括宿泊費を新設する。

②旅費の額

(11) (12) は第2条第2項に、(13) (14) は第3条に、それぞれ『日当を7,000円、その他については職員の旅費に関する条例に定める額』と規定しているところ、日当の廃止に伴い『職員の旅費に関する条例に定める額』に改める。

③規定の整備

各条の見出しを付す等の規定の整備を行う。

4 施行予定日

令和7年4月1日

改正後	改正前												
○世田谷区長等の給料等に関する条例 昭和47年 6 月30日条例第19号	○世田谷区長等の給料等に関する条例 昭和47年 6 月30日条例第19号												
第1～2条（省略） （旅費）	第1～2条（省略） （旅費）												
第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。	第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。												
2 旅費の種類は、区職員の例により、その額は、別表第2から別表第4までに定めるものを除き、区職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号。以下「旅費条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	2 旅費の種類は、区職員の例により、その額は、別表第2から別表第5までに定めるものを除き、区職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号。以下「旅費条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。												
<table><tr><td>第6条第7項、第15条第2号、第24条及び第25条第1項</td><td>別表第2</td><td>世田谷区長等の給料等に関する条例別表第3</td></tr><tr><td>第6条第7項及び第35条第1項</td><td>別表第3</td><td>世田谷区長等の給料等に関する条例別表第4</td></tr></table>	第6条第7項、第15条第2号、第24条及び第25条第1項	別表第2	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第3	第6条第7項及び第35条第1項	別表第3	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第4	<table><tr><td>第15条第2号及び第3号並びに第28条</td><td>別表第2</td><td>世田谷区長等の給料等に関する条例別表第3</td></tr><tr><td>第15条第4号</td><td>別表第2</td><td>世田谷区長等の給料等に関する条例別表第4</td></tr></table>	第15条第2号及び第3号並びに第28条	別表第2	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第3	第15条第4号	別表第2	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第4
第6条第7項、第15条第2号、第24条及び第25条第1項	別表第2	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第3											
第6条第7項及び第35条第1項	別表第3	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第4											
第15条第2号及び第3号並びに第28条	別表第2	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第3											
第15条第4号	別表第2	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第4											
3 第1項の規定にかかわらず、転居費については、赴任に伴い扶養親族の移転を要する場合に限り、支給するものとする。													
第4～5条（省略） 附 則	第4～5条（省略）												
1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。													
2 この条例による改正後の第3条第2項及び第3項並びに別表第2から別表第4までの規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。													

改正後			改正前		
別表第1（省略）			別表第1（省略）		
別表第2（第3条関係） 鉄道賃及び船賃（近接地内の旅行に係る鉄道賃等を除く。）並びに外国旅行の航空賃			別表第2（第3条関係） 鉄道賃及び船賃（近接地内の旅行に係る鉄道賃等を除く。）並びに外国旅行の航空賃		
区分		支給額	区分		支給額
鉄道賃	内国旅行	次に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金及び特別車両料金の合計額の範囲内の実費額 1 旅費条例第20条に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金 2 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、前号に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金のほか、特別車両料金	鉄道賃	内国旅行	次に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金及び特別車両料金の合計額の範囲内の実費額 1 旅費条例第20条に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金 2 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、前号に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金のほか、特別車両料金
	外国旅行	次に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の合計額の範囲内の実費額 1 旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合は、最上級の旅客運賃 2 旅客運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、上級の旅客運賃 3 旅客運賃の等級を設けな		外国旅行	次に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の合計額の範囲内の実費額 1 旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合は、最上級の旅客運賃 2 旅客運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、上級の旅客運賃 3 旅客運賃の等級を設けな

改正後				改正前			
			い線路による旅行の場合は、その乗車に要する旅客運賃 4 前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第32条第4号に規定する旅客運賃並びに同条第5号に規定する急行料金及び寝台料金				い線路による旅行の場合は、その乗車に要する旅客運賃 4 前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第32条第4号に規定する旅客運賃並びに同条第5号に規定する急行料金及び寝台料金
船賃	内国旅行		次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額 1 乗船に要する旅客運賃（その等級を2又は3の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃（最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は、その内の最上級の旅客運賃）） 2 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第21条第1項に規定する寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金	船賃	内国旅行		次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額 1 乗船に要する旅客運賃（その等級を2又は3の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃（最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は、その内の最上級の旅客運賃）） 2 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第21条第1項に規定する寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金
	外国旅行		次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の合計額の範囲内の実費額 1 乗船に要する旅客運賃		外国旅行	区長	次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の合計額の範囲内の実費額 1 乗船に要する旅客運賃

改正後				改正前			
			(その等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃(最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は、その内の最上級の旅客運賃)) 2 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第33条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金				(その等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃(最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は、その内の最上級の旅客運賃)) 2 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第33条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金
						副区長	<u>次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。)</u>及び<u>寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)</u>の合計額の範囲内の実費額 <u>1 旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃とし、最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、次に規定する旅客運賃</u> <u>イ 最上級の旅客運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の直近下位の級の旅客運賃</u> <u>ロ 最上級の旅客運賃を3に区分する船舶による旅行の場合は、中級の旅客運賃</u>

改正後				改正前			
							<u>ハ 最上級の旅客運賃を2に区分する船舶による旅行の場合は、下級の旅客運賃</u> <u>2 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する旅客運賃</u> <u>3 前2号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第33条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金</u>
外国旅行の航空賃		次に規定する旅客運賃の合計額の範囲内の実費額 1 航空機の利用に要する旅客運賃（その等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は、最上級の旅客運賃） 2 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第34条第1項第3号に規定する運賃		外国旅行の航空賃		次に規定する旅客運賃の合計額の範囲内の実費額 1 航空機の利用に要する旅客運賃（その等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は、最上級の旅客運賃） 2 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第34条第1項第3号に規定する <u>旅客</u> 運賃	
別表第3（第3条関係） 内国旅行の <u>宿泊手当</u> 及び <u>宿泊費</u>				別表第3（第3条関係） 内国旅行の <u>日当</u> 、 <u>宿泊料</u> 及び <u>食卓料</u>			
区分		<u>支給額</u>		区分	<u>日当（1日につき）</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>	<u>食卓料（1夜につき）</u>
<u>宿泊手当（1夜につき）</u>		2,400円		<u>区長</u>	1,650円	14,900円	3,300円
<u>宿泊費（1夜につき）</u>		27,000円		<u>副区長</u>	1,500円	13,300円	3,000円
備考 <u>この表における旅費</u> の支給については、旅費条例第6条第6項から第8項まで及び第25条第2項の規定を準用する。				備考 <u>宿泊料及び食卓料</u> の支給については、旅費条例第25条第2項及び第26条第2項の規定を準用する。			

改正後	改正前								
(削除)	別表第4（第3条関係） 内国旅行の移転料								
	区分	鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上	鉄道 100キ ロメー トル以 上	鉄道 300キ ロメー トル以 上	鉄道 500キ ロメー トル以 上	鉄道 1,000 キロメ ートル 以上	鉄道 1,500 キロメ ートル 以上	鉄道 2,000 キロメ ートル 以上
			100キ ロメー トル未 満	上300 キロメ ートル 未満	上500 キロメ ートル 未満	上 1,000 キロメ ートル 未満	以上 1,500 キロメ ートル 未満	以上 2,000 キロメ ートル 未満	
		区長	153,00 0円	177,00 0円	218,00 0円	269,00 0円	356,00 0円	375,00 0円	401,00 0円
		副区 長	126,00 0円	144,00 0円	178,00 0円	220,00 0円	292,00 0円	306,00 0円	328,00 0円
	備考 1 区長の項及び副区長の項に規定する額は、赴任の際扶養 親族を移転する場合の移転料の額とする。 2 移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ て算定するものとする。 3 移転料の支給については、旅費条例第27条（第1項第1号 を除く。）及び別表第2の（2）の部備考の規定を準用する。								

改正後									改正前												
別表第 <u>4</u> （第3条関係） 外国旅行の <u>宿泊手当</u> 及び <u>宿泊費</u>									別表第 <u>5</u> （第3条関係） 外国旅行の <u>日当</u> 、 <u>宿泊料</u> 及び <u>食卓料</u>												
区分	<u>支給額</u>								区分	<u>日当（1日につき）</u>				<u>宿泊料（1夜につき）</u>				<u>食卓料（1夜につき）</u>			
	<u>アジア</u>	<u>大洋州</u>	<u>北米</u>	<u>中南米</u>	<u>欧州</u>	<u>中東</u>	<u>アフリカ</u>	<u>その他の地域</u>		<u>指定都市</u>	<u>甲地方</u>	<u>乙地方</u>	<u>丙地方</u>	<u>指定都市</u>	<u>甲地方</u>	<u>乙地方</u>	<u>丙地方</u>	<u>指定都市</u>	<u>甲地方</u>	<u>乙地方</u>	<u>丙地方</u>
<u>宿泊手当（1夜につき）</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>	<u>区</u>	<u>4,700円</u>	<u>3,950円</u>	<u>3,150円</u>	<u>2,850円</u>	<u>29,000円</u>	<u>24,200円</u>	<u>19,400円</u>	<u>17,400円</u>	<u>9,400円</u>	<u>7,900円</u>	<u>6,300円</u>	<u>5,700円</u>
<u>宿泊費（1夜につき）</u>	<u>52,000円</u>	<u>44,000円</u>	<u>65,000円</u>	<u>52,000円</u>	<u>54,000円</u>	<u>47,000円</u>	<u>52,000円</u>	<u>23,000円</u>	<u>副区</u>	<u>4,150円</u>	<u>3,500円</u>	<u>2,800円</u>	<u>2,550円</u>	<u>25,700円</u>	<u>21,500円</u>	<u>17,200円</u>	<u>15,500円</u>	<u>8,300円</u>	<u>7,000円</u>	<u>5,600円</u>	<u>5,100円</u>
備考 <u>この表における旅費</u> の支給については、旅費条例第6条第6項から第8項まで、第25条第2項及び別表第3備考の規定を準用する。									備考 <u>日当、宿泊料及び食卓料</u> の支給については、旅費条例第25条第2項、 <u>第26条第2項</u> 及び別表第3備考の規定を準用する。												

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月10日条例第41号 第1～7条（省略） （費用弁償） 第7条 議員（議長等を含む。以下この条において同じ。）が招集に応じて会議に出席したとき若しくは委員会に出席したとき（世田谷区議会委員会条例（昭和40年4月世田谷区条例第28号）第12条の2第1項に規定するオンラインによる方法を用いて委員会に参加し、同条第3項の規定により委員会に出席したとみなされたときを除く。）又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により、議員（公用車を常用している者を除く。）が招集に応じて会議に出席したとき又は委員会に出席したときは、費用弁償として1日につき、当該議員の住所から議事堂までの間を交通機関を利用して往復するとした場合の最も経済的な通常の経路として議長が認めたものに係る運賃に相当する額を支給する。 3 第1項の規定により、議員が公務のため旅行したときに支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費</u>及び<u>渡航雑費</u>とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により<u>区長及び副区長</u>が受ける額に相当する額とする。 4 旅費の支給方法は、区職員に対して支給する旅費の例による。 第8条（省略） <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	○世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月10日条例第41号 第1～7条（省略） （費用弁償） 第7条 議員（議長等を含む。以下この条において同じ。）が招集に応じて会議に出席したとき若しくは委員会に出席したとき（世田谷区議会委員会条例（昭和40年4月世田谷区条例第28号）第12条の2第1項に規定するオンラインによる方法を用いて委員会に参加し、同条第3項の規定により委員会に出席したとみなされたときを除く。）又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により、議員（公用車を常用している者を除く。）が招集に応じて会議に出席したとき又は委員会に出席したときは、費用弁償として1日につき、当該議員の住所から議事堂までの間を交通機関を利用して往復するとした場合の最も経済的な通常の経路として議長が認めたものに係る運賃に相当する額を支給する。 3 第1項の規定により、議員が公務のため旅行したときに支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料</u>及び<u>渡航手数料</u>とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により副区長が受ける額に相当する額とする。<u>ただし、議長は、同条例の規定により区長が受ける額に相当する額とする。</u> 4 旅費の支給方法は、区職員に対して支給する旅費の例による。 第8条（省略）

改正後	改正前
<u>2 この条例による改正後の第 7 条第 3 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u>	

世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月1日条例第19号 第1～4条（省略） （費用弁償） 第5条 委員が会議に出席したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費</u>及び<u>渡航雑費</u>の8種とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により<u>区長及び</u>副区長が受ける額に相当する額とする。 3 旅費の支給方法は、区職員の例による。 <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第5条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u>	○世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月1日条例第19号 第1～4条（省略） （費用弁償） 第5条 委員が会議に出席したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料</u>及び<u>渡航手数料</u>の8種とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により副区長が受ける額に相当する額とする。 3 旅費の支給方法は、区職員の例による。

世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和23年 5 月26日条例第 6 号	○世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和23年 5 月26日条例第 6 号
(通則)	
第 1 条 世田谷区選挙管理委員及び世田谷区選挙管理委員補充員（以下「管理委員」及び「補充員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。	第 1 条 世田谷区選挙管理委員及び世田谷区選挙管理委員補充員（以下「管理委員」及び「補充員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。
(報酬)	
第 2 条 管理委員及び補充員の報酬の額は、別表のとおりとする。	第 2 条 管理委員及び補充員の報酬の額は、別表のとおりとする。
2 補充員の報酬は、会議の出席日数に応じて臨時に支給する。	2 補充員の報酬は、会議の出席日数に応じて臨時に支給する。
(報酬の不支給)	
第 3 条 管理委員が疾病等により月の初日からその月の末日までの間職務を遂行することができないときは、その月分の報酬は、これを支給しないものとする。	第 3 条 管理委員が疾病等により月の初日からその月の末日までの間職務を遂行することができないときは、その月分の報酬は、これを支給しないものとする。
(報酬の支給方法)	
第 4 条 管理委員の報酬は、翌月これを支給する。ただし、退職、失職又は死亡の場合は、その都度これを支給する。	第 4 条 管理委員の報酬は、翌月これを支給する。ただし、退職、失職又は死亡の場合は、その都度これを支給する。
第 5 条 管理委員が月の中途において就職し、又は離職したときは、その月分の報酬は、日割による。	第 5 条 管理委員が月の中途において就職し、又は離職したときは、その月分の報酬は、日割による。
(費用弁償)	
第 6 条 管理委員が会議に出席したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。	第 6 条 管理委員が会議に出席したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。
2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費</u> 及び <u>渡航雑費</u> の 8 種とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年 6 月世田谷区条例第 19号）の規定により <u>区長及び</u> 副区長が受ける額に相当する額とする。	2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、日当、宿泊料、食卓料</u> 及び <u>渡航手数料</u> の 8 種とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年 6 月世田谷区条例第19号）の規定により副区長が受ける額に相当する額とする。
3 旅費の支給方法は、区職員の例による。	3 旅費の支給方法は、区職員の例による。

改正後	改正前
<u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第 6 条第 2 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u> 別表（省略）	別表（省略）

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区監査委員の給与等に関する条例 平成4年3月12日条例第12号 第1～3条（省略） （旅費及び費用弁償） 第4条 監査委員が会議に出席したとき又は公務のため旅行したときは、順路により旅費を支給し、又は費用弁償として旅費を支給する。 2 旅費又は費用弁償としての旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費</u>の8種とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により <u>区長及び</u>副区長が受ける額に相当する額とする。 第5～7条（省略） <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u>	○世田谷区監査委員の給与等に関する条例 平成4年3月12日条例第12号 第1～3条（省略） （旅費及び費用弁償） 第4条 監査委員が会議に出席したとき又は公務のため旅行したときは、順路により旅費を支給し、又は費用弁償として旅費を支給する。 2 旅費又は費用弁償としての旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料</u>及び<u>渡航手数料</u>の8種とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により副区長が受ける額に相当する額とする。 第5～7条（省略）

世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月10日条例第26号 第1～5条（省略） （費用弁償） 第6条 委員が会議に出席したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費</u>及び<u>渡航雑費</u>の8種とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により<u>区長及び</u>副区長が受ける額に相当する額とする。 3 旅費の支給方法は、区職員の例による。 <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第6条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u>	○世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月10日条例第26号 第1～5条（省略） （費用弁償） 第6条 委員が会議に出席したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料</u>及び<u>渡航手数料</u>の8種とし、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の規定により副区長が受ける額に相当する額とする。 3 旅費の支給方法は、区職員の例による。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 昭和47年 6 月30日条例第22号 第1～2条（省略） （旅費） 第3条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。 2 旅費の種類は、区職員の例により、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年 6 月世田谷区条例第19号）の規定により <u>区長及び</u>副区長が受ける額に相当する額とする。 第4～6条（省略） <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について 適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u>	○世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 昭和47年 6 月30日条例第22号 第1～2条（省略） （旅費） 第3条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。 2 旅費の種類は、区職員の例により、その額は、世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年 6 月世田谷区条例第19号）の規定により副区長が受ける額に相当する額とする。 第4～6条（省略）

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月10日条例第28号 第1～3条（省略） （費用弁償） 第4条 職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、 宿泊費</u>及び<u>包括宿泊費</u>の7種とし、その額は、任命権者が区長と協 議して定めることとし、その支給方法は、区職員の例による。 第5条（省略） <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、令和7年4月1 日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行につ いては、なお従前の例による。</u>	○世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月10日条例第28号 第1～3条（省略） （費用弁償） 第4条 職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料</u>及び<u>食 卓料</u>の7種とし、その額は、任命権者が区長と協議して定めること とし、その支給方法は、区職員の例による。 第5条（省略）

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和34年 3 月26日条例第 5 号	○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和34年 3 月26日条例第 5 号								
第 1 ～ 2 条（省略） （費用弁償）	第 1 ～ 2 条（省略） （費用弁償）								
第 3 条 選挙長等が職務のために出張するときは、その順路により費用を弁償する。	第 3 条 選挙長等が職務のために出張するときは、その順路により費用を弁償する。								
2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、 <u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費</u> 及び <u>包括宿泊費</u> の 6 種とし、その額は、別表第 2 に定めるものを除き、一般職の職員（職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）又は幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年 3 月世田谷区条例第22号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に対して支給する旅費の例による。この場合において、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号。以下「旅費条例」という。） <u>第 6 条第 7 項、第15条第 2 号、第24条及び第25条第 1 項</u> 中「別表第 2」とあるのは、「選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例別表第 2」と読み替えるものとする。	2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、 <u>車賃、日当、宿泊料</u> 及び <u>食卓料</u> の 6 種とし、その額は、別表第 2 に定めるものを除き、一般職の職員（職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）又は幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年 3 月世田谷区条例第22号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に対して支給する旅費の例による。この場合において、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号。以下「旅費条例」という。） <u>第15条第 2 号及び第 3 号</u> 中「別表第 2」とあるのは、「選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例別表第 2」と読み替えるものとする。								
第 4 ～ 6 条（省略） <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第 3 条第 2 項及び別表第 2 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u>	第 4 ～ 6 条（省略）								
別表第 1 （省略） 別表第 2 （第 3 条関係）	別表第 1 （省略） 別表第 2 （第 3 条関係）								
<table> <tr> <th>区分</th><th>支給額</th></tr> <tr> <td><u>宿泊手当（1 夜につき）</u></td><td><u>2,400円</u></td></tr> </table>	区分	支給額	<u>宿泊手当（1 夜につき）</u>	<u>2,400円</u>	<table> <tr> <th>区分</th><th>支給額</th></tr> <tr> <td><u>日当（1 日につき）</u></td><td><u>1,500円</u></td></tr> </table>	区分	支給額	<u>日当（1 日につき）</u>	<u>1,500円</u>
区分	支給額								
<u>宿泊手当（1 夜につき）</u>	<u>2,400円</u>								
区分	支給額								
<u>日当（1 日につき）</u>	<u>1,500円</u>								

改正後		改正前	
<u>宿泊費（1夜につき）</u>	<u>27,000円</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>	<u>13,300円</u>
		<u>食卓料（1夜につき）</u>	<u>3,000円</u>
備考 <u>この表における旅費</u> の支給については、旅費条例第6条第6項から第8項まで及び第25条第2項の規定を準用する。		備考 <u>宿泊料及び食卓料</u> の支給については、旅費条例第25条第2項及び第26条第2項の規定を準用する。	

世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月10日条例第36号	○世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月10日条例第36号
第1～3条（省略） （費用弁償）	第1～3条（省略） （費用弁償）
第4条 委員が公務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。	第4条 委員が公務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。
2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費</u> 、 <u>宿泊手当</u> 、 <u>宿泊費</u> 及び <u>包括宿泊費</u> の7種とし、その額は、別表に定めるものを除き、区職員に対して支給する旅費の例による。この場合において、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号。以下「旅費条例」という。） <u>第6条第7項</u> 、第15条第2号、 <u>第24条</u> 及び <u>第25条第1項</u> 中「別表第2」とあるのは、「世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例別表」と読み替えるものとする。	2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃</u> 、 <u>日当</u> 、 <u>宿泊料</u> 及び <u>食卓料</u> の7種とし、その額は、別表に定めるものを除き、区職員に対して支給する旅費の例による。この場合において、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号。以下「旅費条例」という。）第15条第2号及び <u>第3号</u> 中「別表第2」とあるのは、「世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例別表」と読み替えるものとする。
3 委員が会議に出席するときの費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費</u> 及び <u>宿泊費</u> の5種とし、旅費条例第2条第2項ただし書に規定する近接地以外の居住地から出席する者に限り支給する。	3 委員が会議に出席するときの費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃</u> 及び <u>宿泊料</u> の5種とし、旅費条例第2条第2項ただし書に規定する近接地以外の居住地から出席する者に限り支給する。
4 旅費の支給方法は、区職員に対して支給する旅費の例による。 <u>附 則</u>	4 旅費の支給方法は、区職員に対して支給する旅費の例による。
<u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	
<u>2 この条例による改正後の第4条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u>	

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
区分	支給額	区分	支給額
<u>宿泊手当（1夜につき）</u>	<u>2,400円</u>	<u>日当（1日につき）</u>	<u>1,500円</u>
<u>宿泊費（1夜につき）</u>	<u>27,000円</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>	<u>13,300円</u>
		<u>食卓料（1夜につき）</u>	<u>3,000円</u>
備考 <u>この表における旅費</u> の支給については、旅費条例 <u>第6条第6項から第8項まで及び</u> 第25条第2項の規定を準用する。		備考 <u>宿泊料及び食卓料</u> の支給については、旅費条例第25条第2項 <u>及び第26条第2項</u> の規定を準用する。	

世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例 昭和24年4月1日条例第4号	○世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例 昭和24年4月1日条例第4号
<u>(通則)</u>	
第1条 区議会の招請により調査のため出頭する選挙人その他の関係人、公聴会に参加するため出頭する利害関係者又は学識経験者等及び調査又は審査のため出頭する参考人の費用弁償は、この条例の定めるところによる。	第1条 区議会の招請により調査のため出頭する選挙人その他の関係人、公聴会に参加するため出頭する利害関係者又は学識経験者等及び調査又は審査のため出頭する参考人の費用弁償は、この条例の定めるところによる。
<u>(費用弁償)</u>	
第2条 前条の規定により出頭した者に対しては、 <u>その出頭に要した費用の弁償として、旅費を支給する。</u> ただし、本区に勤務する常勤の職員には支給しない。	第2条 前条の規定により出頭した者に対しては、費用弁償として旅費を支給する。ただし、本区に勤務する常勤の職員には支給しない。
2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費</u> の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月 <u>世田谷区</u> 条例第12号）に定める <u>額に相当する額</u> とし、 <u>その</u> 支給方法は、区職員の例による。	2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料</u> の7種とし、その額は <u>日当を7,000円、その他については</u> 、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月条例第12号）に定める額とし、支給方法は、区職員の例による。 <u>ただし、日当の減額に関する規定は適用しない。</u>
第3条 前条に規定するもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。	第3条 前条に規定するもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。
<u>(委任)</u>	
第4条 この条例の施行について必要なことは、区長がこれを定める。	第4条 この条例の施行について必要なことは、区長がこれを定める。
<u>附 則</u>	
<u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する</u>	
<u>2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する出頭のための旅行について適用し、同日前に出発する出頭のための旅行については、なお従前の例による。</u>	

世田谷区選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例 昭和28年 8 月11日 条例第22号 <u>(通則)</u> 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定に基づく選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。 <u>(費用弁償)</u> 第2条 前条の規定により出頭した者に対しては、<u>その出頭に要した費用の弁償として</u>、旅費を支給する。 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費</u>及び<u>包括宿泊費</u>の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）に定める<u>額に相当する額</u>とし、<u>その</u>支給方法は、区職員の例による。 第3条 前条に規定するもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。 <u>(委任)</u> 第4条 この条例の施行に関し、必要なことは、区長が定める。 <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する</u> <u>2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する出頭のための旅行について適用し、同日前に出発する出頭のための旅行については、なお従前の例による。</u>	○世田谷区選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例 昭和28年 8 月11日 条例第22号 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定に基づく選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。 第2条 前条により出頭した者に対しては、旅費を支給する。 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料</u>及び<u>食卓料</u>の7種とし、その額は<u>日当を7,000円、その他については</u>、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）に定める額とし、支給方法は、区職員の例による。<u>ただし、日当の減額に関する規定は適用しない。</u> 第3条 前条に規定するもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。 第4条 この条例の施行に関し、必要なことは、区長が定める。

世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例 昭和31年10月10日条例第38号 (通則) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第8項の規定に基づく監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。 (費用弁償) 第2条 前条の規定により出頭した者に対しては、その出頭に要した費用の弁償として、旅費を支給する。ただし、本区に勤務する常勤の職員には支給しない。 <u>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第12号)に定める額に相当する額とし、その支給方法は、区職員の例による。</u> 第3条 前条に規定するもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。 (委任) 第4条 この条例の施行について必要なことは、区長が定める。 <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する</u> <u>2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する出頭のための旅行について適用し、同日前に出発する出頭のための旅行については、なお従前の例による。</u>	○世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例 昭和31年10月10日条例第38号 (通則) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第8項の規定に基づく監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。 (費用弁償) 第2条 前条の規定により出頭した者に対しては、その出頭に要した費用の弁償として、旅費を支給する。ただし、本区に勤務する常勤の職員には支給しない。 <u>第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は日当を7,000円、その他については、職員の旅費に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第12号)に定める額とし、支給方法は、区職員の例による。ただし、日当の減額に関する規定は適用しない。</u> 第4条 前条に規定するもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。 (委任) 第5条 この条例の施行について必要なことは、区長が定める。

世田谷区農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例 昭和31年10月10日条例第37号 (通則) 第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定に基づく農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。 (費用弁償) 第2条 前条の規定により出頭した者に対しては、その出頭に要した費用の弁償として、旅費を支給する。ただし、本区に勤務する常勤の職員には支給しない。 <u>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）に定める額に相当する額とし、その支給方法は、区職員の例による。</u> 第3条 前条に規定するもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。 (委任) 第4条 この条例の施行について必要なことは、区長が定める。 <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する</u> <u>2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する出頭のための旅行について適用し、同日前に出発する出頭のための旅行については、なお従前の例による。</u>	○世田谷区農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例 昭和31年10月10日条例第37号 (通則) 第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定に基づく農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。 (費用弁償) 第2条 前条の規定により出頭した者に対しては、その出頭に要した費用の弁償として、旅費を支給する。ただし、本区に勤務する常勤の職員には支給しない。 <u>第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は日当を7,000円、その他については、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）に定める額とし、支給方法は、区職員の例による。ただし、日当の減額に関する規定は適用しない。</u> 第4条 前条に規定するもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。 (委任) 第5条 この条例の施行について必要なことは、区長が定める。